

2013年（平成25年）11月29日

小野市福祉給付適正化条例に基づく
適正化協議会及び適正化推進員の設置に反対する会長声明

兵庫県弁護士会

会長 鈴木 尉 久

- 1 小野市福祉給付適正化条例（以下、「本条例」という。）は、生活保護法、児童扶養手当法その他福祉制度に基づく公的な金銭給付の受給者（受給しようとする者を含む）が給付された金銭を、パチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消してしまい、生活の維持、安定向上に努める義務に違反する行為を防止することを目的とする条例であるが、当会は、2013年（平成25年）3月8日及び同年同月28日に、本条例に対し、反対する旨の会長声明を公表してきた。

その理由は、生活保護等の福祉制度による給付は、憲法25条の生存権に基づくものであって、貧者への恩恵ではなく、すべての人が自立して人間らしい生活を営むための社会的再配分であり、その用途について他からの監視・干渉を受けず受給者がみずから自律的に決定する自由は、憲法13条及び生活保護法によって保障されているということにある。

今般、小野市議会が、本条例第6条に基づく適正化協議会並びに同第7条に基づく適正化推進員を設置する旨の補正予算を可決したことから、以下のとおり、改めて本条例に対して懸念を表明する。

- 2 本条例は、市民及び地域の構成員に、市及び関係機関に対する協力義務を負わせ（第5条第1項）、受給者が給付された金銭をパチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消してしまい、その後の生活

の維持、安定向上を図ることに支障が生じる状況を常習的に引き起こしていると認めるときは、速やかに市にその情報を提供する責務を負わせている（第5条第3項）。

しかし、本条例に基づき、市民から寄せられた情報は本年8月までに5件にすぎず、うち3件は過度の浪費に関する情報であったが、そのうち2件は公的給付の受給者ではなかったとされ、生活保護利用者に関して提供された情報は1件にすぎず、しかも、当該情報は小野市当局において既知の情報であったと報じられている。

現在までに、本条例の想定したような情報提供は行われておらず、そもそも、適正化協議会並びに適正化推進員を設置すべき必要は見当たらない。

かえって、公的給付の受給者ではない市民の行動が、他の市民らにより誤って市当局に提供されるという、一般市民による相互の私生活監視の事態が現出されていることは、プライバシー権保護の観点から憂慮すべきである。

- 3 本条例によれば、適正化協議会の設置目的は、「偽りその他不正な手段により支給がなされない体制」の構築（第4条第1項）、及び、「パチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消」等することの防止（第4条第2項）に限定されており（第6条第1項）、また、適正化推進員の任務は、市民からの情報提供を受け又は自ら、不正受給に関する疑い又はパチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消してしまう状況に関して、詳細な実態を調査することに限定されている（第7条第1項）。

ところが、市議会では、経済的自立、生活的自立に効果的な就労支援や社会参加の方策を検討する目的で適正化協議会等を設置する旨説明されたと仄聞している。この点、設置目的を限定している上記のような

本条例の規定に鑑みれば、条例違反の疑義も否めないところである。本条例の規定する適正化協議会及び適正化推進員の本来の設置目的が認められないのであれば、設置目的を違えて適正化協議会及び適正化推進員を設置するのではなく、端的に本条例を廃止すべきである。

- 4 適正化協議会及び適正化推進員が設置されれば、現在よりも、さらに一般市民に対する私生活監視態勢と福祉制度に基づく公的な給付を受給することへの萎縮的効果が強まることは否めない。

当会は、あらためて、生活保護等の福祉制度による給付が憲法上の生存権を具体化するものとして保障されていること、及び、他からの監視・干渉を受けず家計の用途を決定することのできる自由がプライバシーの権利の一環として憲法上保障されていることを指摘し、小野市に対し、適正化協議会及び適正化推進員の設置の撤回並びに本条例の廃止を求めるものである。